

香川高等専門学校障がい学生への支援に関する規則

平成26年12月18日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）に入学あるいは在学する身体等に障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「障がい学生」とは、身体等に障がいがあり、障がい者手帳を有する者又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

2 入試に係る事前相談の時には、診断書の代わりに在籍中学校長による所見でも可とする。

(支援の申出)

第3条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がい学生本人から申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生相談室、保健室、学生担当課のいずれかに行うことができる。

(キャンパス障がい学生支援委員会)

第4条 支援の申し出のあった障がい学生（以下「当該学生」という。）の支援に関する事項を審議するため、キャンパス障がい学生支援委員会を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 当該学生の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 当該学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 当該学生に係る施設整備に関すること。
- 五 関係委員会等との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他当該学生の支援に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 当該学生が所属するキャンパスの副校長

- 二 当該学生が所属するキャンパスの教務主事
 - 三 当該学生が所属するキャンパスの学生主事
 - 四 当該学生が所属するキャンパスの寮務主事（当該学生が寮生の場合）
 - 五 当該学生が所属する学科長
 - 六 当該学生が所属するキャンパスの学生相談室長
 - 七 当該学生が所属するキャンパスの学生担当課長
 - 八 当該学生が所属するクラスの担任
 - 九 当該学生が所属するキャンパスの看護師
 - 十 その他校長が指名する者 若干人
- 4 委員会に委員長を置くこととし、第3項第1号の委員をもって充てる。
 - 5 委員長は、委員会を主宰する。
 - 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 8 委員会に関する事務は、学生担当課が行う。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。